

○学校法人東京家政学院理事長及び常勤役員の給与支給規程

（趣旨）

第1条 この規程は、学校法人東京家政学院の理事長及び日常的な勤務を内容とする役職を務める理事及び監事（以下「常勤役員」という。）に支給する給与について定める。

（給与の種類）

第2条 給与は、本俸、調整手当、通勤手当及び期末手当とする。

（本俸及び調整手当の月額）

第3条 理事長及び次に掲げる常勤役員の本俸及び調整手当の月額は、次のとおりとする。

理 事 長	本俸月額	1,069千円、調整手当月額	128千円
役 付 理 事	本俸月額	906千円、調整手当月額	108千円
理事（法人事務局長兼務）	本俸月額	704千円、調整手当月額	84千円
理事（大学事務局長兼務）	本俸月額	636千円、調整手当月額	76千円

2 前項に規定する常勤役員以外の常勤役員の本俸及び調整手当の月額は、理事会に諮り、別に定める。

第4条 寄附行為第7条第1項第1号に規定する理事又は第3号に規定する理事（寄附行為第26条第1項第2号に規定する評議員のうちから選任された理事に限る。）である理事長又は常勤役員の本俸及び調整手当の月額は、前条の規定にかかわらず、同条に定める本俸及び調整手当の月額から給与規則又は学校法人東京家政学院学長の給与の特例に関する規則に基づくその者の本俸及び調整手当の月額をそれぞれ控除して得た残額とする。

（通勤手当）

第5条 通勤手当は、給与規則に定める職員の例に準じて支給する。

（期末手当）

第6条 期末手当は、6月1日、12月1日及び3月1日（この条において「基準日」という。）にそれぞれ在任する理事長及び常勤役員に支給する。

2 期末手当の年額は、本俸及び調整手当の月額の5.5月分とし、6月に2.0月分、12月に3月分及び3月に0.5月分をそれぞれ基準日における本俸及び調整手当の月額を基準として支給する。

3 基準日の前日までの在任期間が次に定める期間に満たない理事長又は常勤役員の期末手当の額は、前項の規定により計算した額にその期の全日数に対応する在任日数の割合を乗じて得た額とする。

6月1日を基準日とする期末手当	3月
12月1日を基準日とする期末手当	6月
3月1日を基準日とする期末手当	3月

（給与規則の準用）

第7条 給与の支給に関し必要な事項は、第5条に規定するもののほか、学校法人東京家政学院給与規則第5条並びに第6条第1項及び第2項の規定を準用する。

（その他）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成20年6月23日から施行し、平成20年7月1日より適用する。

（暫定的追加措置）

第2条 当分の間、第2条ないし第4条及び第6条第2項の規定は、第2条中「本俸、調整手当」とあ

るのは「本俸」と、第3条第1項中「本俸及び調整手当の月額」とあるのは「本俸月額」と、

「理 事 長	本俸月額1,069千円、調整手当月額	128千円
役 付 理 事	本俸月額 906千円、調整手当月額	108千円
理事（法人事務局長兼務）	本俸月額 704千円、調整手当月額	84千円
理事（大学事務局長兼務）	本俸月額 636千円、調整手当月額	76千円

とあるのは、

「理 事 長	906千円	役 付 理 事	783千円
理事（法人事務局長兼務）	573千円	理事（大学事務局長兼務）	533千円

と、同条第2項、第4条及び第6条第2項中「本俸、調整手当の月額」とあるのは「本俸月額」と読み替えて適用する。

（関係規則の整理）

第3条 学校法人東京家政学院役員及び評議員手当支給規程の一部を次のように改正する。

第1条中「役員」を「役員（東京家政学院理事長及び常勤役員の給与支給規程及び東京家政学院理事長及び常勤役員の退任手当支給規程の適用を受ける役員を除く。以下同じ。）」に、第2条中「常勤の」を「職員である」に、第4条中「本法人の役員（学長、校長、専務理事及び常勤の理事を除く。）」を「役員（学長及び校長を除く。）」に、第5条第1号中「理事（非常勤理事）」を「理事（次号に定める理事を除く。）」に、同条第2号中「理事」を「理事（職員である理事に限る。）」に、同条第5号を「評議員（第2号に定める理事である評議員を除く。）」に、同条第6号中「評議員」を「評議員（第1号に定める理事である評議員を除く。）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年7月1日から施行し、第2条の規定による改正後の俸給表は、平成17年7月27日から適用する。
- 2 学校法人東京家政学院理事長及び常勤役員の給与支給規則（平成16年11月1日施行）第6条第2項中「5月分」を「5.5月分」に、「12月に2.5月分」を「12月に3月分」に改める。

附 則

この学校法人東京家政学院理事長及び常勤役員の給与支給規則は、学校法人東京家政学院理事長及び常勤役員の給与支給規程に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、平成23年6月23日施行附則2に規定する「本俸月額」の調整手当月額を本俸月額相当額の12%から5%に引き下げる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。